

# 国立大学法人東京外国語大学特定プロジェクトに係る研究センターの設置に関する規程

〔平成16年12月28日〕  
規則 第224号

改正 平成24年 3月27日規則第67号 平成28年 3月25日規則第51号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における特定の研究プロジェクトの活動を体系化し、活性化するためのプロジェクト別研究センター（以下「研究センター」という。）の設置については、この規程の定めるところによる。

(設置要件)

第2条 研究センターは、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 研究センターの設置が本学の教育研究目的に合致するものであること。
- (2) 学内に5名以上の研究協力者がいること。
- (3) 活動資金は、外部資金をもって充てること。
- (4) 設置場所は、原則として研究代表者の研究室とすること。
- (5) 研究活動について、外部への広報活動が十分に行われること。
- (6) 毎年3月末までに学長へ活動状況の報告を行うこと。

(位置付け)

第3条 研究センターは、全学の附属施設として設置する。

(設置申請)

第4条 研究センターを設置しようとするときは、本学専任教員である研究代表者が学長に次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) 名称
- (2) 申請者（研究代表者）及び研究協力者
- (3) 設置目的、意義等
- (4) 設置日及び設置場所
- (5) 研究資金の見通し

2 学長は、申請書の提出があった場合は、研究アドミニストレーション・オフィスに検討を依頼し、役員会の議を経て支障がないと認められるときは、設置を承認する。

(評価)

第5条 研究センターは、その活動状況に関し、設置の日から2年を経過したとき、研究アドミニストレーション・オフィスによる評価を受けるものとする。以後は、毎年3月に同様の評価を受けるものとする。

2 学長は、前項の評価結果に基づき、研究センターの継続、廃止、改善要求等の措置を講ずるものとする。

(廃止)

第6条 研究センターを廃止しようとするときは、第7条に定める研究センター長は、廃

止申請書を学長に提出しなければならない。

(センター長)

第7条 研究センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、研究センターの事業を統括する。
- 3 センター長は、役員会の議を経て学長が任命する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第8条 研究センターに研究員を置く。

- 2 研究員は、研究センターの事業に参加する本学の専任教員とする。
- 3 研究員の選考は、センター長が行う。

(客員研究員)

第9条 研究上必要があるときは、学外の研究者を客員研究員として委嘱することができる。

- 2 客員研究員の委嘱は、第10条に定めるセンター会議の議を経てセンター長が行う。
- 3 客員研究員の委嘱に関し必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第10条 研究センターの研究及び運営に関する重要事項を審議するため、センター会議を置く。

- 2 センター会議は、センター長が招集する。
- 3 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第11条 研究センターに係る庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年12月2日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学特定プロジェクトに係る研究センターの設置に関する規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。